破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２７年（フ）第６８７号
宮城県多賀城市下馬３丁目７番１―703号
債務者　小野寺研二
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８０１号
仙台市宮城野区田子１丁目17番27号　ロイヤルメゾンＡ―103
債務者　菅原　香奈
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第８１３号
仙台市宮城野区小田原２丁目１番16―103号
債務者　石山　祥子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８号
仙台市青葉区台原６丁目６番15号
債務者　池上　喬子
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで　仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２７年（フ）第３７５号
茨城県水戸市けやき台２丁目64番地　ル・アムール106号
債務者　中沢　邦彦
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで　水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第３８６号
茨城県笠間市平町2059番地
債務者　船橋　正幸
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで　水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第２０４号
茨城県つくば市観音台１丁目７番地11　観音台グリーンハイツ101号、前住所茨城県つくば市谷田部2249番地２
債務者　上野　奨太
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで　水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２７年（フ）第７２号
千葉県いすみ市岬町長者180番地11
債務者　辻　由己子
1　決定年月日時　平成28年２月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで　千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２７年（フ）第６２号
富山県高岡市福田六家230番地　東五位市営住宅Ａ棟301号
債務者　新　　栄三
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで　富山地方裁判所高岡支部

平成２７年（フ）第３０１号
山梨県北杜市長坂町長坂上条3143番地　高松団地18―４
債務者　髙井　義明
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第６号
長野県上田市中丸子1897番地１　養護老人ホーム　ベルポートまるこ西、住民票上の住所長野県上田市中央６丁目１番12号
債務者　小林　義貞
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで　長野地方裁判所上田支部

平成２７年（フ）第４５４号
兵庫県高砂市神爪３丁目２番８―303号　エクセレント宝殿３号棟、従前の住所兵庫県高砂市米田町塩市102番地の５
債務者　千葉　貴子（旧姓藤原）
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第４９１号
兵庫県姫路市飾磨区西浜町２丁目24番地
債務者　馬場　真弓（旧姓小塩）
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１号
兵庫県姫路市南八代町19番14号、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区英賀清水町１丁目35番地
債務者　榎本　　誠
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２０号
兵庫県加古川市別府町別府528番地の７、従前の住所兵庫県加古川市加古川町寺家町322番地の11　サニーハイツＫＴ202号
債務者　信近　直臣
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第２２号
兵庫県姫路市飾磨区三宅１丁目102番地305
債務者　合内　　積
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第３３号
兵庫県高砂市阿弥陀町魚橋207番地の182
債務者　梶　　紘子（旧姓森田）
1　決定年月日時　平成28年２月５日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月５日まで　神戸地方裁判所姫路支部